（特別の用途の船舶）

第一条の二十一　法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。

一　陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶

二　引かれ船等及び天然資源の掘採又は貯蔵の用に供する船舶

三　通常は日本国領海等のみを航行する船舶であって、臨時に単一の国際航海の用に供するもの

（検査対象船舶）

第二条　（略）

2～4　（略）

5　法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。

6　（略）

7　第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。

一　（略）

二　陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶

三・四　（略）

（中間検査）

第十四条　第二十条に規定する船舶以外の船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）の中間検査の種類及び時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。ただし、第二十一条第二項又は第三項の規定により海洋汚染等防止証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期を除く。

区分	種類	時期
一　国際航海に従事する船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	（略）	（略）
二　国際航海に従事しない船舶（有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）にあつては国際航海に従事しないものを含む。）	第一種中間検査	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
三　前号の上欄に掲げる船舶以外の船舶	第一種中間検査	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間

（特別の用途の船舶）

第一条の二十一　法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。

一　海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶

二　引かれ船等及び天然資源の掘採又は貯蔵の用に供する船舶

（新設）

（検査対象船舶）

第二条　（略）

2～4　（略）

5　法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。

6　（略）

7　第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。

一　（略）

二　海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶

三・四　（略）

（中間検査）

第十四条　第二十条に規定する船舶以外の船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）の中間検査の種類及び時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。ただし、第二十一条第二項又は第三項の規定により海洋汚染等防止証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期を除く。

区分	種類	時期
一　国際航海に従事する船舶（有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）にあつては国際航海に従事しないものを含む。）	（略）	（略）
二　前号の上欄に掲げる船舶以外の船舶	第一種中間検査	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間